

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に関する計画の認定をしたので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無	
		○		津山市近長、河面、高野本郷、野村、加茂町齋野谷	無	令和2年度～
		○		津山市東田辺、西田辺	無	令和2年度～
		○		津山市上横野	無	令和2年度～
		○		津山市加茂町小渕、加茂町桑原	無	令和2年度～
		○		津山市新野東、西中、原、安井、上野田、下野田	無	令和2年度～
		○		津山市桑下、油木北	無	令和2年度～

令和2年9月16日
津山市

に基づき、多面的機能発揮促進事業

間	実施主体
令和6年度	環境保全型農業生産組合 中尾ライス
令和6年度	田辺西地区ニューアグリ
令和6年度	営農組合 ファームよこの
令和6年度	上大環境保全団体
令和6年度	勝北町有機無農薬農産物生産研究会
令和6年度	倭文地区